

肝付町農業機械バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業の振興を図るため、町内の農業用資産等（農業用機械、農業用施設、耕作放棄地等をいう。以下同じ。）について、情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農機バンク 肝付町農業機械バンクをいう。
- (2) 登録者 農機バンクに農業用資産等の情報を登録した所有者等をいう。
- (3) 利用希望者 農機バンクに登録された情報の利用を希望する者をいう。
- (4) 交渉者 登録者が契約交渉等を委任した者をいう。

(適用上の注意・免責事項)

第3条 この要綱は、農機バンク以外による農業用資産等の取引を妨げるものではない。

- 2 農機バンクは、情報の紹介や必要な連絡調整は行うが、登録者、利用希望者及び交渉者の間で行われる売買等、賃貸借等に関する交渉及び契約に関する仲介行為は一切行わない。
- 3 町長は、農機バンクに登録された情報の正確性及び完全性（農業用資産等の動作状況、性能、摩耗状況等を含む。）並びに当該資産等の権利関係について、一切の責任を負わない。

(登録)

第4条 農機バンクに農業用資産等の情報を登録しようとする者は、肝付町農業機械バンク登録申込書兼肝付町農業機械登録カード(別記第1号様式。以下「登録申込書兼登録カード」という。)を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申込みがあったときは、内容等を確認の上、適当と認めるときは農機バンクに登録するものとする。
- 3 町長は、登録を完了したときは、肝付町農機バンク登録完了通知書(別記第2号様式)により当該申込みを行った者に通知するものとする。
- 4 農機バンクの登録期間は、登録の日から3年を経過した日の属する月の末までとする。
- 5 農機バンクに登録された農業用資産等の情報のうち、希望する売買価格、構造型式農業用機械等の写真等については、町のホームページその他の方法により公表するものとする。
- 6 農機バンクへの登録の更新手続については、第1項から第3項まで及び第5項の規

定を準用する。更新の意思がない場合は満了をもって登録を抹消する。

(変更の届出)

第5条 登録者は、登録事項に変更が生じたときは、肝付町農業機械バンク登録変更届出書(別記第3号様式)に変更内容を反映した登録カード(別記第1号様式)添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

(1) 登録期間が満了したとき。

(2) 登録者から肝付町農業機械バンク登録取消申出書(別記第5号様式)の提出があったとき。

(3) 登録された資産等が売買等により登録の必要がなくなったとき。

(4) 虚偽の申請等、不適当な事由が認められたとき。

2 町長は、登録を取り消したときは、肝付町農業機械バンク登録取消通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

(利用の申込み等)

第7条 利用希望者は、肝付町農業機械バンク利用申込書兼誓約書(別記第6号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申込みがあったときは、当該利用希望者に係る情報を登録者(交渉者がいる場合は交渉者)に連絡するものとする。

3 登録者又は交渉者は前項の連絡に基づき利用希望者と交渉を行い、交渉が終了したときは、速やかに肝付町農業機械バンク交渉結果報告書(別記第7号様式)により町長に報告しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第8条 町長は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、個人情報を適切に取り扱うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。